

□議員名：大井淳一郎

1 予算編成について

論点	どのような過程で予算編成されるのか、タイムスケジュールあるいは査定状況などを公開すべきだが、当市の考えは。
回答	予算編成過程における査定状況については、内部の意思決定過程にあることから公開は難しい。他方、予算編成に係るタイムスケジュールについては、今後通常予算を編成する際、予算概要に掲載することにより公表していきたい。

論点	予算概要に掲載するのではなく、これからつくられる予算編成の過程を公開すべきではないか。
回答	予算概要を公表する際に、新年度予算はこういう経緯で決まりましたということで予算編成のタイムスケジュールを発表したいと考えている。

論点	先進地のように決算審査における議会評価を次年度予算に反映させることで「予算の見える化」が進むと思うが、当市の考えは。
回答	先進地の事例は、議会評価に対して執行部がどういう形で反映しているか一目でわかる点で大変参考になる。研究していきたい。(※)

2 新学習指導要領の取り組みについて

論点	今年度より武道が必修となるが、安全性や指導体制についてどのように対応していくのか。
回答	担当者が各校に訪問し、畳などの設備確認や点検を行い、安全な実施に向けての体制を整える。指導体制についても保健体育科教員に対する研修を実施し、外部指導者による授業支援を行う。

論点	万が一、事故が起きた場合の応急処置や緊急連絡体制についての指導は行き届いているのか。
回答	緊急対応編というマニュアルを各中学校で作成している。それを関係機関や専門家に見てもらいながらチェック体制を整えていく。

論点	くすりの正しい飲み方を教える「くすり教育」の取り組みは。
回答	養護教諭に対する研修を実施した。指導にあたっては保健体育科教員だけでなく養護教諭や高い専門性を有する学校薬剤師とも協力して、より指導の効果を上げることに努めていく。

3 事務量調査と事務の効率化について

論点	課ごとに適正な職員数を充てる前提として現状の事務量を調査する必要があると思うが、当市での考えは。
回答	毎年度、所属長を対象に詳細なヒアリングを実施している。恒常的に時間外勤務が多い部署については、人事課の職員が執務状況を確認している。適正な事務量をどのように設定するか基準となる指標がないのが現状。事務量調査を実施する予定はない。

論点	事務量調査ではなく、人事ヒアリングだけで事務量の把握が十分にできるのか。
回答	定型的な業務については、その分野の比較検討という意味で事務量調査が十分役に立つ。しかし、企画立案など不定型業務については比較が難しくミクロ的に調整ができない。そこで、人事ヒアリングを行う中で必要最小限の人数を把握する方法に切りかえた。

論点	アウトソーシングについて具体的な方針はあるのか。
回答	事務の効率化のためにアウトソーシングの活用は大変有効な手段である。今年度から来年度にかけて行政改革大綱の見直し、アクションプラン策定の中で研究を重ねていきたい。

<資料について (※) >

市議会が「救命講習会拡大事業は、拡充すべきである。」と評価した結果が24年度予算に反映されていることを示したものです。23年度と比較して74万4千円増額されています。

1 決算審査における事業評価の結果

事業番号	5	事業名(実施計画)	救命講習会拡大事業
担当部課	消防本部救命課		
事務事業 (業務棚卸評価)	救命講習会拡大事業		
議会評価	1 拡充する	理由	事業の必要性は認めるが、予算規模、体制などについてはまだ十分とは考えていない。人材育成や予算面の拡充が必要である
附帯意見	自助・共助の意識向上の観点から、しっかり取り組んでいくためにも、体制強化を含め予算面から見直す必要がある。本市の昼間の人口形態を考慮すると、女性の普及員の拡大を図る必要もある。		

2 評価結果の反映状況

事業費	24年度予算額(案)	(参考)23年度予算額	(参考)22年度決算額
		2,260 千円	1,516 千円
平成24年度予算等への対応	<p>事業を拡充するため、受講者の増加を見込んだ講習会資器材の増加を予定しており、23年度予算額と同規模額に加え、新たに備品購入費735千円を計上しています。附帯意見を踏まえ、本市の昼間の人口形態を考慮し、通常の就業時間帯に在宅している率の高い女性が講習を受講しやすくするために、新たに女性限定の講習を設定します。(3回予定)</p>		
今後の事業展開	<p>女性が講習を受講しやすくする環境を整えるために、講習を指導する女性の普及員を増加させたいと考えています。</p> <p>上級救命講習(8時間コース)の受講について、受講者募集期間内の早い時期に定員を満たしてしまう頻度が高いため、定員枠を増加させます。</p> <p>これまでの救命講習の対象者は、中学生以上を原則としてきましたが、総務省消防庁からの実施要綱の改正を踏まえ、より多くの市民に普及啓発活動を展開するため、小学生中・高学年(概ね10歳)以上にも受講できる環境を整えていきます。</p>		